

平成 22 年 6 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19520106  
 研究課題名（和文）バリ島の音楽・舞踊と文化政策に関する民族音楽学的研究

研究課題名（英文）Ethnomusicological Study of the Cultural Policy on Music and Dance in Bali

研究代表者  
 梅田 英春（Umeda Hideharu）  
 沖縄県立芸術大学・音楽学部・准教授  
 研究者番号：40316203

## 研究成果の概要（和文）：

本研究の成果は、スカルノ政権とスハルト政権下で実施されたバリにおける文化政策のもとで、新たに創作、改編されたバリ島の音楽・舞踊に焦点を当て、その具体的な創作のプロセス、作品の特徴を明らかにした点にある。具体的には、以下の三つの点、①スカルノ政権とスカルノ政権における芸能に対する文化政策の具体的な差異、②スカルノ政権下で創作された社会主義的舞踊の具体的な特徴、③スハルト政権初期における宮廷舞踊の改編をとりあげた。

## 研究成果の概要（英文）：

The result of this study was to make clear a process of concrete creation and characteristics of dance works of Balinese performing arts created newly and revised, in the cultural policy of The Sukarno Regime and The Suharto regime. I mentioned three points to be concrete; 1) some differences of the cultural policy for the Balinese performing arts in The Sukarno Regime and The Suharto regime, 2) some concrete characteristics of the socialist dance created during The Sukarno Regime, 3) revise of court dance of Bali in two educational institutions during The Suharto Regime.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

## 研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学、美学・美術史

キーワード：バリ、音楽、ガムラン、舞踊、芸能、文化政策、民族音楽学

## 1. 研究開始当初の背景

バリ島の芸能とインドネシア独立後の文化政策に焦点を当てた研究は、西欧の民族音

楽学者 M. Ramstedt や B. Hough などによって 1990 年代から国際的な研究テーマとして取り上げられてきた。しかしそれらの研究は、

文化政策に基づいて創作されたり、再編されたりした芸能それ自体を研究の対象の中心に据えるものではなく、むしろ、創作や再編のコンテキストである政治的、社会的な側面に焦点を当てて研究が行われてきた。

本研究の動機は、こうしたコンテキストを重視するばかりでなく、実際のテキスト（音楽や舞踊といった芸能）を民族音楽学的に考察し、その芸能的な諸特徴と文化政策の諸目的を関連づけて考察することだった。

## 2. 研究の目的

本研究は、1950年代から始まったインドネシアの文化政策のもと、スカルノ政権、スハルト政権の間に創作・改編されたバリ島の音楽・舞踊に焦点を当てその具体的な特徴を明らかにすることを目的にした。

文化政策が作られた政治的、社会的状況（コンテキスト）に焦点をおくばかりでなく、本研究では、これまでの研究を基盤に、「文化政策で創り上げられ、再編された芸能はどのようなものだったのか、あるいはどのような変化が加えられたのか、その過程はどのようなものだったか」にも焦点を当てた。

## 3. 研究の方法

本研究は大きく二つの方法をとった。

### (1) 社会・政治的側面からのアプローチ

インドネシアの国民文化論に注目し、バリ島における国民文化形成の過程を、社会、政治的側面からアプローチした。特に、スカルノと政権と文化政策を考える上では、社会主義、共産主義との関係を重点におき、複数の行政文書、当時の新聞などを調査対象にした。スハルト政権下の文化政策については、すでに社会、政治的側面からの研究が多いため、複数の文化人類学的な研究成果を再検討した。

### (2) 芸能の側面からのアプローチ

スカルノ政権下の文化政策で創作された舞踊（《漁師》（1958年創作）、《農民》（1958年創作）、スハルト政権下の文化政策で改編された芸能《レゴン》（1970年代に改作））をとりあげ、その創作・改編プロセスについて、詳細なデータ収集と、考察を行った。具体的な方法は以下の通りである。

#### ① 研究対象とした芸能の習得

研究対象を把握するためには、記録することが必要だが、民族音楽学的な楽曲分析なども行う必要上、現地調査を通して、作品を自ら習得することで、より詳細な分析を目指した。

#### ② 研究対象とした芸能の復興

スカルノ政権下の文化政策のもと創作され、現在では上演されることのない《農民》を研究対象とするため、村落の演奏家を集め、

芸能復興に取り組んだ。その結果、2009年12月、その復興に成功し、作品を記録することができた。

#### ③ インタビュー

創作関係者、それぞれの芸能が創作されたり、改編されたりした当時の複数の上演者へ繰り返しインタビューを行うことで、当時の創作、改編過程を明らかにした。

#### ④ 作品分析

研究対象の芸能うち、とくに《漁師》については、その楽曲構造の作品分析を通して、その楽曲と文化政策を結びつけて論じた。

## 4. 研究成果

本研究の成果は大きく以下の三点にみることができる。

### (1) スハルト政権（1949-1965）、スハルト政権（1965-1999）における芸能に関する文化政策の諸特徴

本研究の研究成果の一つは、スハルト、スカルノ両政権が、国民文化の形成を目指しながらも、その文化政策に基づいて創作された芸能作品が大きく異なっていることを明らかにした点である。そのために、スハルト政権下において、スカルノ政権の文化政策に基づいて創作された芸能作品の多くが否定されてしまっている。

#### ① スカルノ政権下の文化政策

スカルノ時代のバリにおける文化政策でもっとも注目すべきは、ジャワ島に続き、国立の芸術高等学校を設立したことである。本研究では、特に芸術高校における教育作品、方法などを研究対象として、「インドネシア、バリ島の芸術文化政策」（2008）と題した論文にまとめた。

それまで集落において個人レベルで行われてきた芸能の伝承を、国立の教育機関で行うために、集団的に教育に適した教材の選択・教育するための芸能様式の統一、新たな教育方法（カセットテープの利用、教室における鏡の設置）を実施した。その結果、バリ島の国民文化としての芸能様式を芸術高校が生み出し、またその生徒、教員の各村落への指導により、広くバリ全土に芸能様式が伝播していった。

しかし、そうした教育体制の中で、1960年代からは、スカルノ政権が社会主義、共産主義に接近したことから、政府の文化政策もまた「社会主義的リアリズム芸術」を推奨するようになり、教育文化大臣プリヨノが各地でそうした芸能の創作をよびかけた結果、バリでも多くの「社会主義的舞踊 socialist dance」が誕生し、そうした舞踊が、教育機関を通して、バリ全土に広がっていった。

#### ② スハルト政権下の文化政策

スハルト政権下の文化政策は、そうしたス

カルノ政権下に行われた左派的な芸能を明確に否定することから開始されたといっても過言ではない。左翼的な芸能は「反政府的」とし、「健全な芸能」を育成するために、社会主義的リアリズムを徹底的に排除し、ラマヤナ物語、マハバラタ物語といった古代文学に題材を求めながらも、西洋的な演劇的要素を積極的に受容し、大規模な芸能創作とその展開に力を注いだ。その一方で、左派的な芸能を「取り締まる」ことを目的に、県知事への独立した諮問機関として、文化審議育成委員会を設立し、スハルト政権設立後の10年間、バリ島の芸能の育成に大きく貢献した。

スハルト政権下では、1979年からバリ芸術祭が毎年、開催されるようになり、文化政策のもとに作られた芸能、改編された芸能などの祭典が行われることになった。しかし注目すべきは、バリ州はこの芸術祭において、目立たない方法で国民文化にはなりえない地方の小規模な芸能を招聘し、地方芸能の伝承に金銭的な援助を行い、小さな舞台を用意していた点である。文化政策としては、国民文化の育成を主眼におきながらも、国家の方針とは異なる方法で、地方芸能の伝承の援助をしていた点は興味深い。

本研究では、そうした芸能としてタバナン県プジュンガン村の「ノリン」とよばれるこの村落でしか伝承されていない音楽アンサンブルを取り上げ、この芸能が、1993年、1997年の二回のバリ芸術祭に招聘されたことで、細々とこの芸能を現在にまで伝承し続けていることを明らかにした（「バリにもたらされた大正琴——タバナン県プジュンガン村のノリン」『MOUSA(沖縄県立芸術大学音楽学研究誌)』第11号）。

スハルト政権下の文化政策を考える上で本研究では観光政策にも焦点を当てた。本研究を行う以前より、バリの観光と文化に関する研究を行っていたため、この研究においては、具体的に観光客のために改編された「パロン・ダンス」の構成と芸能の内容を細かく考察することから、観光客を意識した緻密な構成になっていることを明らかにした

(Island of Entertainment of Paradise of Recuperation?: Prospect of Performing Arts in Bali Tourism. *Journal of Asia Pacific Tourism and Hospitality*. vol. 2, 2007)。しかし、現在の観光客は、かつてのように文化を主眼するばかりでなく、「癒し」を目的とした観光にスライドしつつあることも上記論文では論述した。

## (2) 「社会主義的舞踊」の考察

本研究ではスハルト政権下の芸能として、その政策の下に創作された「社会主義的舞踊」のうち、《漁師》と《農民》の二曲をとりあげた。

「社会主義的舞踊」という呼称は、インドネシアの人々がつけた名称ではなく、1970年代の海外の研究者によりつけられたと考えられる。この舞踊はいわゆる「社会主義的リアリズム」を表現した芸能を指す。「社会主義的舞踊」が創作される以前、バリ島の舞踊の所作は、現実社会、写実的表現といったリアリズムからできる限り距離を置き、その所作はできる限り「デフォルメ」されて表現されてきた。しかしスカルノ政権下においては、労働的表現が重視されるようになり、特に、農業、漁業、機織、スポーツなどが具体的、写実的表現をともなって舞踊に取り入れられた。バリでは《漁師》、《農民》、《機織》が特に知られており、スハルト政権下では、《機織》以外は、前政権の負の遺産としてほとんど忘れ去られ、1999年のスハルト政権崩壊後までは公の場で踊られることはほとんどなくなっていた。

本研究では、特に《漁師》に焦点を当て、実際にこの楽曲を学び、舞踊を調査し、この曲を創作した当時の関係者に複数回インタビューを行い、《漁師》とスカルノ時代の文化政策について考察を行った。

《漁師》は、今なおバリでは「社会主義的舞踊の典型」と受け止められ、1999年のスカルノ政権崩壊後はフェスティバルなどで上演されることはなかった。その理由の一つには、作品の創作者（舞踊の振付も含む）が、1965年から開始されたバリにおける共産党の粛清の中で、その対象になって殺害されたことにある。作品の創作者の粛清によって、結果的にはこの作品が「赤の舞踊 tari merah」と断定され、長いことスカルノ大統領期の負の遺産と受け止められてきたのである。しかし、本研究では、この舞踊作品が、結果的には「社会主義的主義」に利用されただけで、本来の創作の意図には政治的な目的は全くなかったことを明らかにした。

多くの社会主義的舞踊の音楽的特徴は、音楽的にみると平易な旋律の連続で、作品の特徴としては、音楽的魅力よりは、むしろ社会主義的なリアリズムを表現した舞踊にのみ焦点が当たっている。しかし、《漁師》についてはきわめて例外的といつていいほど、音楽的には「ジャワ島の伝統音楽の旋律の引用」、「マレーシアの映画音楽の借用」、「例外的な楽器の使用」など、当時のガムラン音楽にはみられないような当時としてみれば画期的な手法が取り入れられている。舞踊の所作は「漁師」の投網、魚の捕獲や運搬などの具体的な所作が表現されているにもかかわらず、その音楽は単なる伴奏という位置づけにはなっていない。

この作品の創作過程を調査していくと、政治とは無関係であり、この作品が誕生した北部バリの伝統芸能の上演方法が作品の誕生

に深く関わっていることがわかる。北部バリでは、競演形式で上演されることが多く、二つの上演グループがその上演の腕を競い交互に上演を行うことが多い。そうした中、南部のグループとの競演の中で、《農民》の存在を知り、その作品に対抗すべき作品として《漁師》を創作した。つまりこの作品の創作目的は純粋に芸術的であったことがわかる。しかし、当時、バリで展開されていた政党宣伝として利用され、結果的には《農民》と同様に《漁師》もまた同様な舞踊として扱われてしまったという歴史を持っていることが本研究から明らかになった。なお、《漁師》に関する詳細な研究は、「バリ舞踊《ヌラヤン》は社会主義舞踊として創作されたのか？——スカルノ政権下のバリにおける芸能の文化政策」『沖縄芸術の科学』第21号、2009にまとめた。

一方、本研究では《農民》も研究の対象とした。本研究の調査の成果の一つは《農民》が複数存在していたことである。村落のグループは政治的要求に応じて、創作できる能力が村落にいる場合、自ら独自に社会主義的な舞踊を創作した。本研究ではタバナン県カランビタン村で創作され、スカルノ大統領も鑑賞したという《農民》を取り上げた。

この作品は1965年以降、一度も上演されたことはなかったため、2年の歳月をかけ現地の上演家とともに復興を試み、2009年12月によく公演を行うことができ、映像資料として収録した。

こちらの舞踊は、音楽的には《漁師》の対極にあり、複数の平易な旋律が続くだけの音楽構成であり、それぞれの旋律が、農業における諸場面（耕作、苗床づくり、田植え、雑草取り、鳥追い、収穫など）に対応している。舞踊と音楽は明らかに主従の関係に位置づけられている。

この《漁師》と《農民》の二つの考察からいえることは、いわゆる「社会主義的舞踊」というのは、当初から「政治的目的」を持って創作されたもの以外にも、「結果的に政治的目的に利用されたもの」もあり、すべてが文化政策に基づいて政治的な意図のもとに創作されたものではないという点である。

これまでバリの社会主義的な舞踊はすべて「政治的な目的」のために創作されたものと捉えられていたことから、本研究において導かれた結論は、スカルノ政権下の芸能に対する新たな見解と考えられる。

### (3) 「宮廷舞踊」の改編

本研究では、スハルト政権の文化政策の具体的な事例として、《レゴン》とよばれる「宮廷舞踊」の芸術高校、芸術大学における改編の具体的な過程を明らかにした。

レゴンとよばれる舞踊は、17世紀から18

世紀の間に、バリの宮廷で誕生した舞踊で、初潮前の少女により踊られる「宮廷舞踊」として各宮廷で伝承されてきた。しかし20世紀初頭のオランダ軍との軍事的紛争後、宮廷が文化的パトロンとしての力を急速に失っていった結果、《レゴン》もまた宮廷から村落へと伝承の場を移していった。

1970年代、芸術高校と芸術大学は、同じ踊りでありながら、複数の村落様式をもつ舞踊をどのように教育現場において指導すべきか、という問題に取り組んでいた。その一つが、レゴンの改編のきっかけである。教育機関が生徒や学生に教えるための教育機関の芸能様式を創作するきっかけとなった舞踊の一つがこのレゴンである。

教育機関が行った《レゴン》の改編の主眼は、教育機関の舞踊様式を創作することに加え、子どもだけではなく、大人も踊れる舞踊として改編することだった。限られた世代が演じる舞踊では、その踊り手も限られてしまう上、芸術大学や芸術高校でそれらの舞踊の教育を行うことができないため、その振付を変更する必要があった。

さらには、その音楽も舞踊と同時にわかりやすく改編された。複数の教員の提案により、その音楽も舞踊も、各村落の諸要素をうまく取り入れながら、教育機関独自の様式を創り上げていったのである。

できあがった《レゴン》は、かつて宮廷で上演されていた「宮廷舞踊」として注目され、州政府のセミナーなどの開催を通じて、その名称も「宮廷のレゴン（レゴン・クラトン）」と改名し、その舞踊の内容を大きく改編していった。「宮廷」という名称が舞踊名に付加されたことによって、そこには宮廷時代の歴史的イデオロギーが付与され、舞踊に対する権威付けが行われたのである。

この舞踊は1970年代以降、教育機関の努力、カセットテープの流通を通じて、バリ全土に伝播し、名実ともにバリの「国民文化」として定着した。この考察から、国民文化の創造をうたったインドネシアの文化政策が、国立の芸術教育機関を通して、その目的を達成するプロセスが明らかになった。なお、本研究は、「バリ舞踊レゴン・クラトンにみるインドネシアの文化政策」、皆川厚一編『インドネシア芸能への招待——音楽・舞踊・演劇の世界、2010にまとめた。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

梅田英春、バリ舞踊《ヌラヤン》は社会主義舞踊として創作されたのか？——スカルノ政権下のバリにおける芸能の文化政策、沖

縄芸術の科学、査読有、第 21 号、2009、pp. 41-60。

Umeda, Hideharu, Island of Entertainment of Paradise of Recuperation?: Prospect of Performing Arts in Bali Tourism. Journal of Asia Pacific Tourism and Hospitality. 査読有, vol. 2, 2007, pp. 17-25.

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 4 件)

梅田英春、東京堂出版、バリ舞踊レゴン・クラトンにみるインドネシアの文化政策、皆川厚一編『インドネシア芸能への招待——音楽・舞踊・演劇の世界、2010、pp. 155-174。

梅田英春、勉誠出版、娯楽化するワヤン——ワヤン・チェン・ブロンが登場とその伝統的なワヤンへの影響、倉沢愛子・吉原直樹編 変わるバリ・変わらないバリ、2009、pp. 188-202。

梅田英春、放送大学教育振興会、インドネシア、バリ島の芸術文化政策、笠原潔・西村清和編 世界の芸術文化政策、2008、pp. 165-179。

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等  
特になし

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

梅田英春 (Umeda Hideharu)

沖縄県立芸術大学・音楽学部・教授

研究者番号：

40316203

(2) 研究分担者

なし ( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

なし ( )

研究者番号：